社会福祉法人伊佐市社会福祉協議会
第２次伊佐市地域福祉活動計画

≪はじめに≫

昨年春より新型コロナウイルス感染症への対策・規制が緩和され、新しい日常がスタートしました。

令和２年３月以来、途切れることのない相談と様々制限下での事業推進。通常とは異なる厳しい状況の中、工夫を凝らしながら訪問活動を続けてこられた民生委員児童委員の皆様、暮らしの支え合いに取り組んでいただいた老人クラブやシルバー人材センターの皆様地域の絆をつなぎとめてこられた自治会やコミュニティ協議会、地域ボランティアの皆様サービスの継続にご尽力いただきました福祉関係者の皆様、すべての方々に心からの敬意を表し御礼申し上げます。

この新型コロナウイルス感染症がもたらした影響は大きく、経済的に生活が深く傷ついた方々や、高齢者等の健康・介護問題、子どもたちの健全な成育環境の保持など、今もなお様々な課題と向き合う現実にあります。加えて、かつては地域の相互扶助や家族間の助け合いなど、多くの場面において存在した支え合いの機能は家族構成の変化により、様々な困難に直面する場面が増えています。

今改めて、本会が担う地域福祉の取組みは、地域社会を支える上で重要な役割を負っており、その責任の重さを痛感しているところであります。

このような中、住民の皆様が安心して暮らせるような福祉のまちづくりとして充実していくための課題を明確にし、協働して解決にあたることを目的に、第２次伊佐市地域福祉活動計画を策定しました。

住み慣れた地域で安心して生活するためには、本会と地域住民、行政や関係団体の皆様とが協働で本計画を推進していかなければならないと考えております。

アフターコロナへと大きく変化していく転換点を迎えた今こそ、希薄化し続ける地域を見つめ、本会の理念である「ともに生きる豊かな地域社会」を踏まえつつ、そしてまた本計画の目指す「地域でともに支え合い笑顔あふれるまちづくり」について、住民の皆様と共に手を携え、進めてまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見と多大なご協力を賜りました伊佐市地域福祉計画策定委員会委員の皆様、専門部会委員の皆様、市民・関係団体の皆様に厚く感謝を申し上げます。

令和６年３月

社会福祉法人伊佐市社会福祉協議会
会　長　　野　村　　治　男

目　　次

第１章　第２次伊佐市地域福祉活動計画策定にあたって …… 3
１．地域福祉活動計画策定の趣旨 …… 4
２．地域福祉活動計画の位置づけ …… 5
３．地域福祉活動計画の期間 …… 6

第２章　地域福祉を取り巻く現状と課題 …… 7
1.　国の動向 …… 8
2.　伊佐市の現状
（１）人口と将来推計人口 …… 9
（２）高齢者の状況 …… 10
（３）障がい者の状況 …… 11～12
（４）児童の状況 …… 13
（５）生活保護の状況 …… 14
（６）民生委員・児童委員の状況 …… 15
（７）コミュニティ、自治会の状況 …… 16
（８）ボランティアの状況 …… 17

第３章　地域福祉活動計画の内容 …… 18
１．基本理念について …… 19
２．基本目標について …… 19
３．地域福祉活動計画の体系 …… 20～23
４．地域福祉活動計画の推進計画及び具体的取組み …… 24～32

第４章　地域福祉活動計画の推進 …… 33
１．推進体制 …… 34
２．推進体系（図） …… 34

第５章　関係資料編 …… 35
１．第２次伊佐市地域福祉活動計画策定取り組みの経過について …… 36～38
２．第２次伊佐市地域福祉活動計画策定委員会　設置要綱 …… 39～40
３．第２次伊佐市地域福祉活動計画策定委員会　委員名簿 …… 41
４．第２次伊佐市地域福祉活動計画策定委員会　専門部委員名簿 …… 42
５．用語の解説 …… 43～48

※文中にある「※」がついた用語は、P43～49 に用語解説があります。

第１章　第２次伊佐市地域福祉活動計画策定にあたって

第１章　第２次伊佐市地域福祉活動計画策定にあたって

１．地域福祉活動計画策定の趣旨

伊佐市では第３期地域福祉計画の策定にあたり、以下の計画策定の背景と趣旨が定められています。

> 少子高齢化・人口減少が急速に進行していく中で、ライフスタイルの多様化、災害や感染症リスクの高まりなどで、地域社会における人と人とのつながりは希薄化し、地域で支え合う関係づくりが難しくなっている状況です。このような社会の変化を背景に生活困窮やひきこもりによる困窮の連鎖や社会的孤立をはじめ、８０５０問題※、ダブルケア※、ヤングケアラー※など個人や世帯が抱える問題は複雑化・複合化し制度の狭間にある課題が出てきています。このような中、国においては、「地域共生社会」の実現を推進しています。
>
> 「地域共生社会」の実現のためには福祉の領域だけではなく、産業、防犯・防災、環境、教育等を含め、人・分野・世代を超えて相互に支える、支えられるという関係ができることが不可欠です。本市では、地域福祉の推進を総合的かつ計画的に進めていく基本的な指針として平成 24 年３月に「伊佐市地域福祉計画」を策定し、取り組みを行ってきました。上記の社会経済情勢の変化を踏まえ、様々な生活・福祉課題の解決に向けて、「自助」、「共助」、「公助」の連携を基本とし、「地域共生社会」の実現に向けて「第３期伊佐市地域福祉計画」を策定します。
>
> （以上、第３期伊佐市地域福祉計画第１章より引用）

伊佐市社会福祉協議会では、地域の多様な福祉に関わる課題を把握し、その課題に対応するため、地域住民による福祉活動の指針として、平成 24 年（2012 年度）に第１次伊佐市地域福祉活動計画を策定し、福祉関係団体や行政等と連携しながら、地域福祉の推進に努めてまいりました。

これまでの地域福祉活動計画を踏まえながら、「地域共生社会」の実現に向けて、伊佐市が策定した第３期伊佐市地域福祉計画と連携し、地域が抱える新たな福祉課題等の解決に取り組む福祉活動を計画的に推進するための指針となる、第２次伊佐市地域福祉活動計画を策定します。

2．地域福祉活動計画の位置づけ

地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条により地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会※が、地域が抱える福祉課題の解決に取り組むため、地域住民や自治会、民児協※、校区コミュニティ協議会※、ボランティア団体、福祉団体等と相互に協力・連携し、地域福祉を推進していくこと目的に策定する民間の活動・行動計画です。

地域福祉活動計画は、福祉のまちづくりの基本的な考え方を示しており、具体的には地域住民や地域で福祉活動を行う組織・団体や学校、行政の他、福祉以外の分野も含む幅広い関係者が、目指すべき地域の姿を共有し、連携や協働により、地域福祉の充実のために取り組むべき事業や活動方針を示すもので、社会福祉協議会と地域住民の地域福祉活動の指針となるものです。

地域福祉活動計画は、第３期伊佐市地域福祉計画と基本理念を共有するなど、連携を図るとともに、地域住民、福祉関係団体、行政などが連携し、協力して計画に取り組む「自助」、「共助」、「公助」による地域の福祉活動を推進していきます。

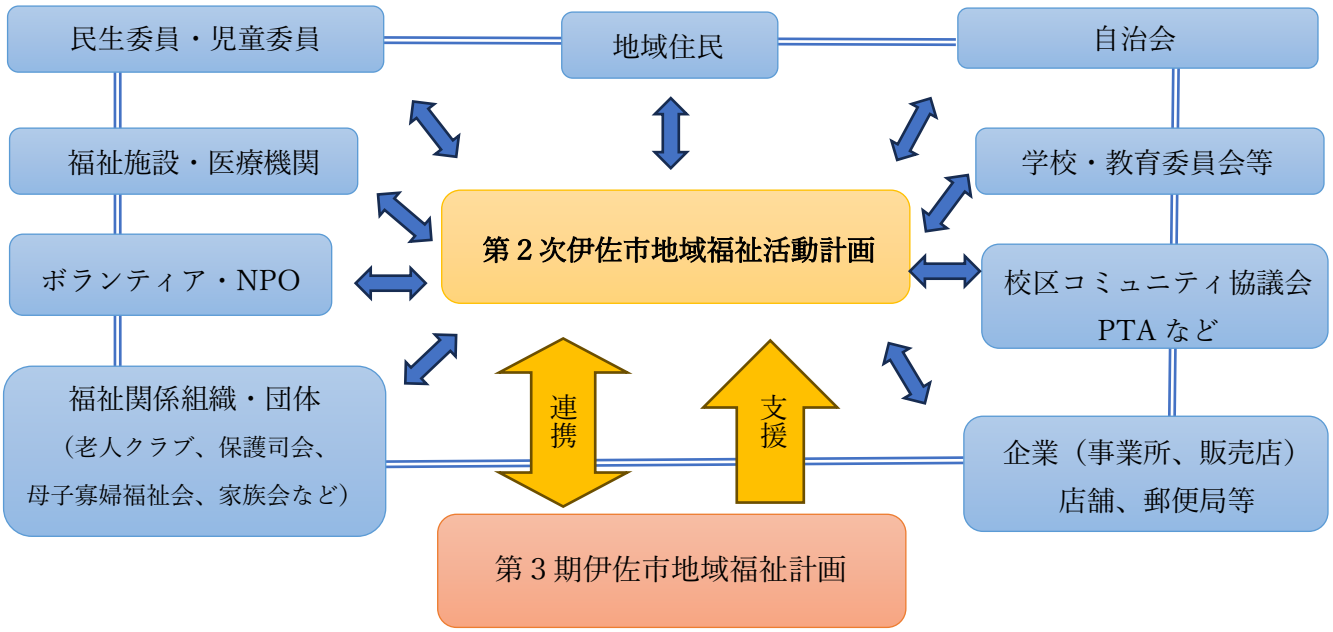

3．地域福祉活動計画の期間

第３期伊佐市地域福祉計画と連携を図り、令和６（2024）年度から令和 10（2028）年度までの５か年とします。なお、社会情勢の変化を踏まえる中で、必要に応じて見直しを検討します。

	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
伊佐市総合振興計画※	第１次後期（２年延長）					第２次前期					
伊佐市地域福祉計画	第２期（２年延長）					第３期					
伊佐市障がい者計画				第２次（R12 まで）							
伊佐市障がい福祉計画	第５期			第６期			第７期				
伊佐市障がい児等福祉計画	第１期			第２期			第３期				
伊佐市高齢者福祉計画	第８次			第９次			第 10 次				
伊佐市介護保険事業計画	第７期			第８期			第９期				
伊佐市子ども・子育て支援事業計画			第２期								
伊佐市健康いさ 21				第２次後期							

（関連する計画）

	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
伊佐市男女共同参画基本計画	第１期			第２期（R12 まで）							
伊佐市災害時要配慮者避難支援プラン（全体計画）											
伊佐市成年後見制度利用促進基本計画					第１次						
伊佐市地域福祉活動計画							**第２次**				

第２章　　地域福祉を取り巻く現状と課題

第２章　地域福祉を取り巻く現状と課題

本章においては、伊佐市地域福祉計画と同じ目標に向かって、連動・連携した取り組みとして、展開される必要があることから、第３期伊佐市地域福祉計画第２章より引用しています。

１．国の動向

（１）ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年６月閣議決定）

ニッポン一億総活躍プランでは、「子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、ＮＰＯ※との連携や民間資金の活用を図る。」とされています。これらのことから、地域共生社会は、福祉施策が担う「支え・支えられる関係が循環し、誰もが役割と生きがいを持つ地域の社会の醸成」だけでなく社会・経済活動の基盤としての地域での「人と資源が循環し、地域社会の持続的発展の実現」の視点も重要であり、地域での暮らしを構成する幅広い関係者による“参加と協働”が求められる取り組みといえます。ニッポン一億総活躍プランの閣議決定を受け厚生労働省では「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程)」（平成 29 年２月７日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）に基づいて、その具体化に向けた改革を進めています。

（２）社会福祉法の改正（平成 29 年６月公布、令和２年６月公布）

地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進するため、平成 29 年５月に「地域包括ケアシステム※の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、包括的な支援体制の整備や地域福祉計画の充実などを内容とする社会福祉法の一部が改正されました。また、令和２年６月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、包括的な支援体制の整備に関する具体的事項を定めた重層的支援体制整備事業※（任意事業）が創設され、令和３年４月に施行されました。

2．伊佐市の現状

（1）人口と将来推計人口

本市の人口は、令和 2 年の国勢調査によると 24,453 人、平成 22 年の国勢調査では 29,304 人で、10 年間で 4,851 人（16.6%）減少しています。令和 27 年には 13,573 人まで減少することが推計されています。年齢 3 区分別人口割合でみると、令和 7 年には老年人口が生産年齢人口※を逆転し、令和 27 年には高齢化率は 52.1%になると予測されています。

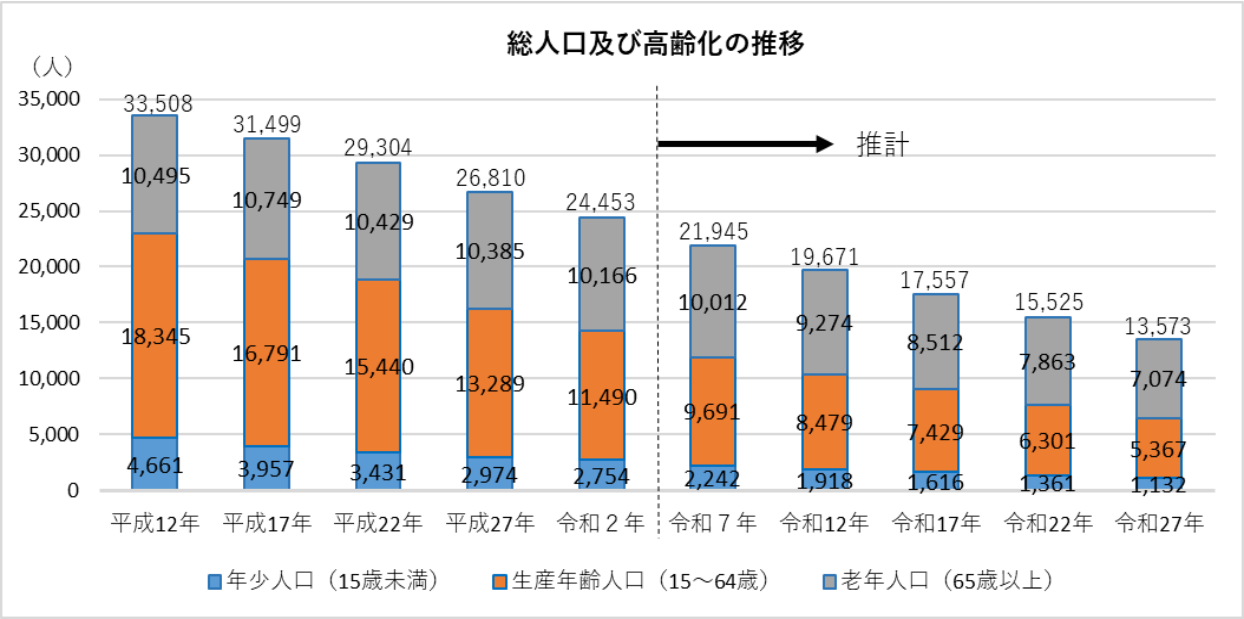

※年齢不詳者の数により各項目の和と総人口が一致しない場合があります。

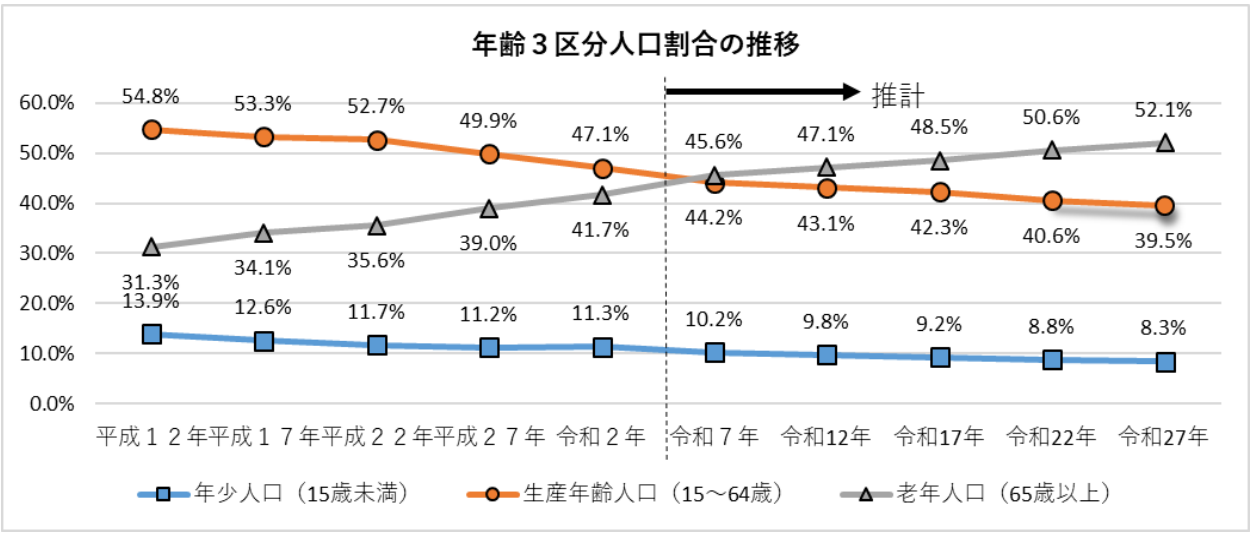

資料：平成 12 年～令和２年「国勢調査」、令和７年以降「地域別将来推計人口」国立社会保障人口問題研究所

（２）高齢者の状況

介護保険の要支援・要介護認定者数は、令和２年までは、減少傾向でしたが、令和３年は前年に比べて増加しました。介護保険給付額は、減少傾向にあります。１人当たり給付費は令和２年度までは、増加傾向でしたが、令和３年度は前年に比べて減少しました。

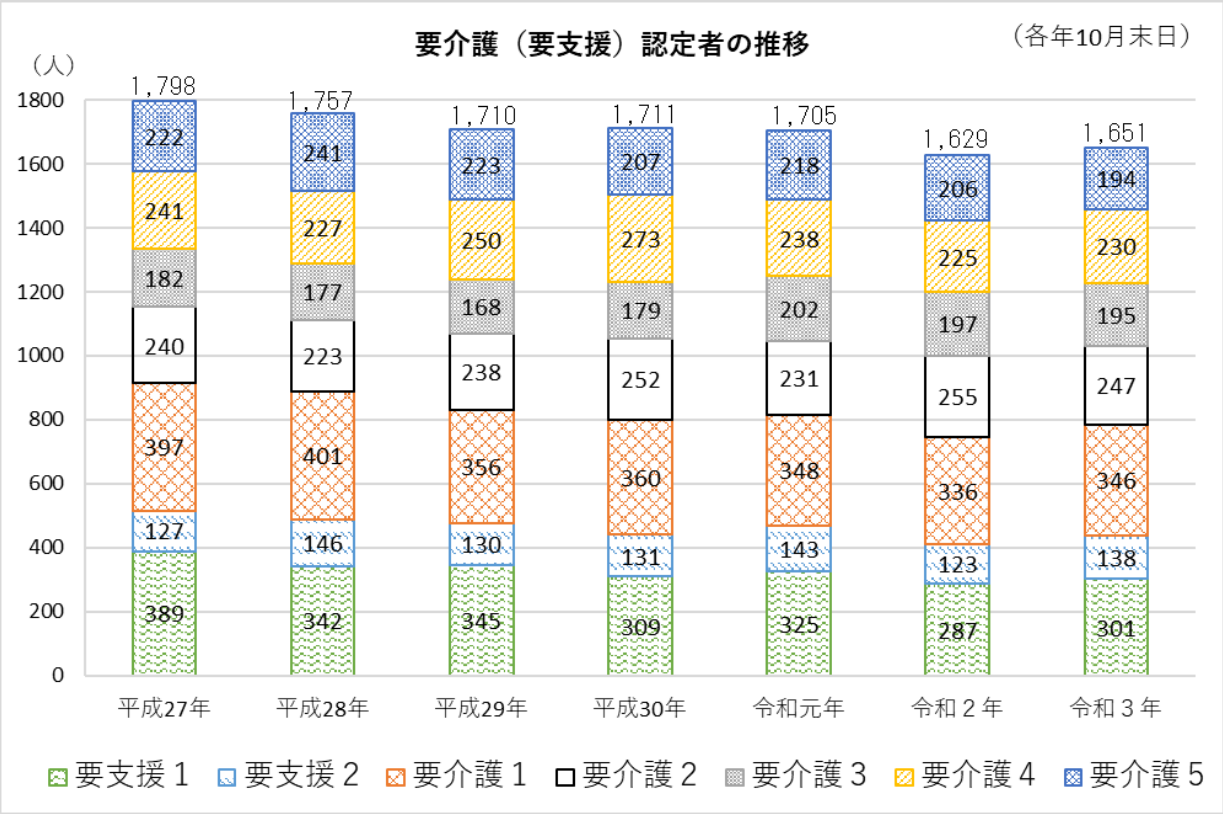

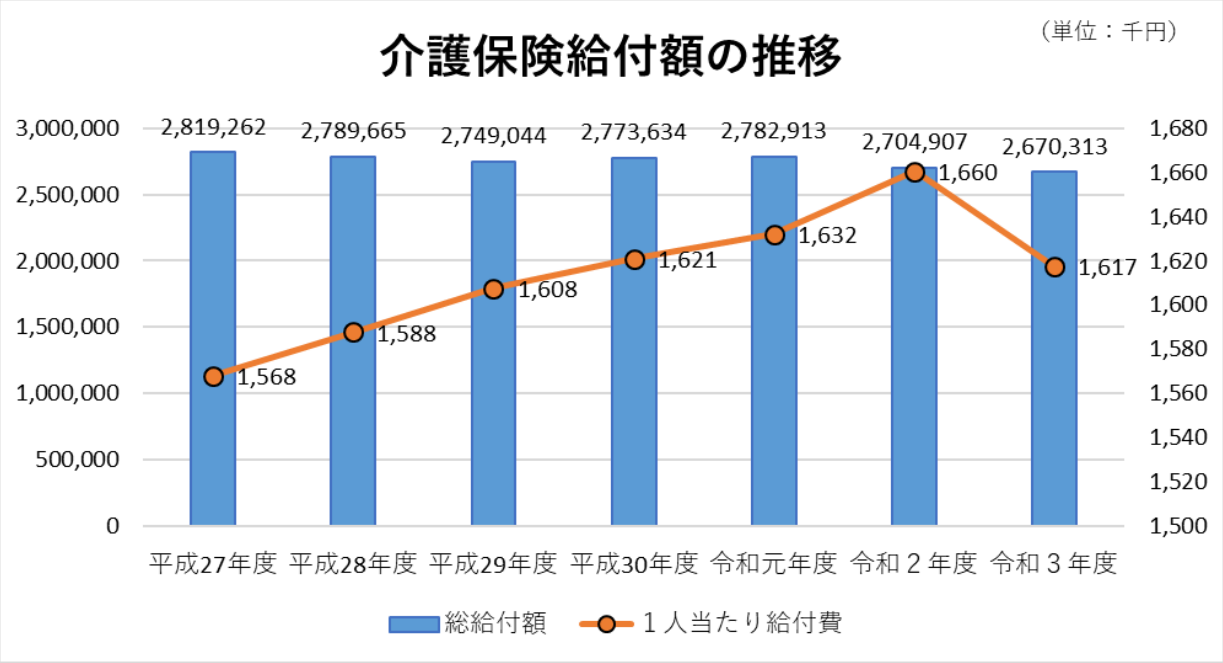

資料：長寿介護課

（３）障がい者の状況

（Ｉ） 身体障がい者の状況

身体障がい者手帳の所持者数は、令和４年４月１日現在で 1,708 人で平成 22 年４月１日現在の 2,644 人をピークに減少しています。 障がい内容別に見ると肢体不自由が 877 人で最も多く、等級別の障がい者数 は、１級、２級の重度の人の占める割合が 44.2%と半数近くを占めています。

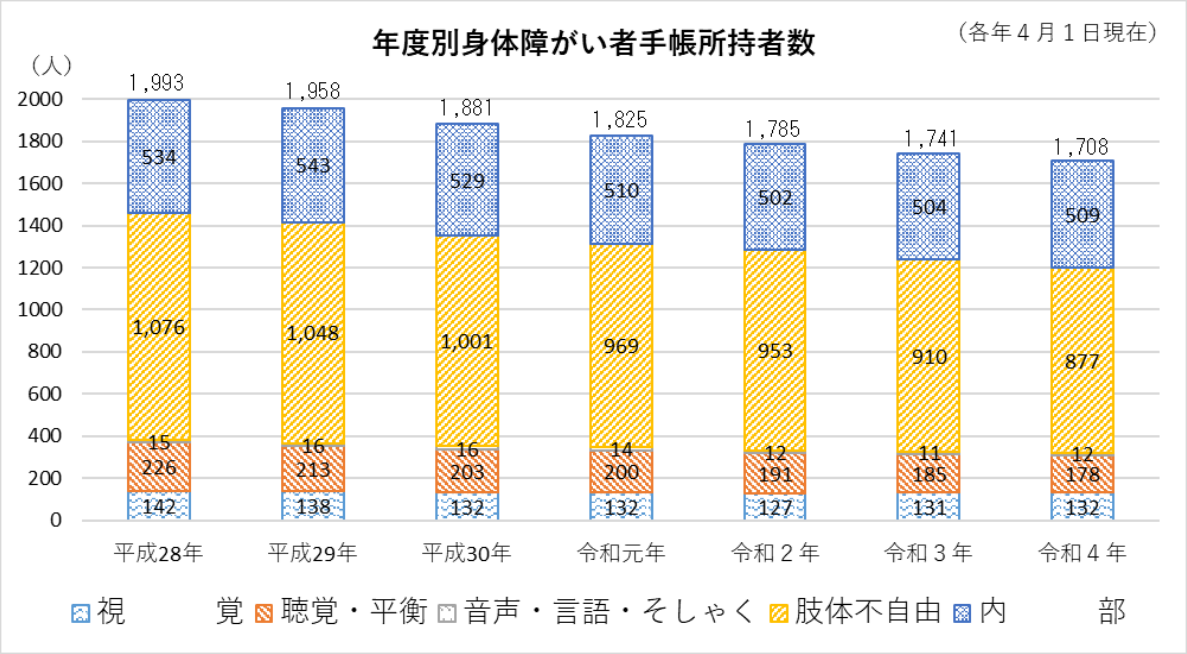

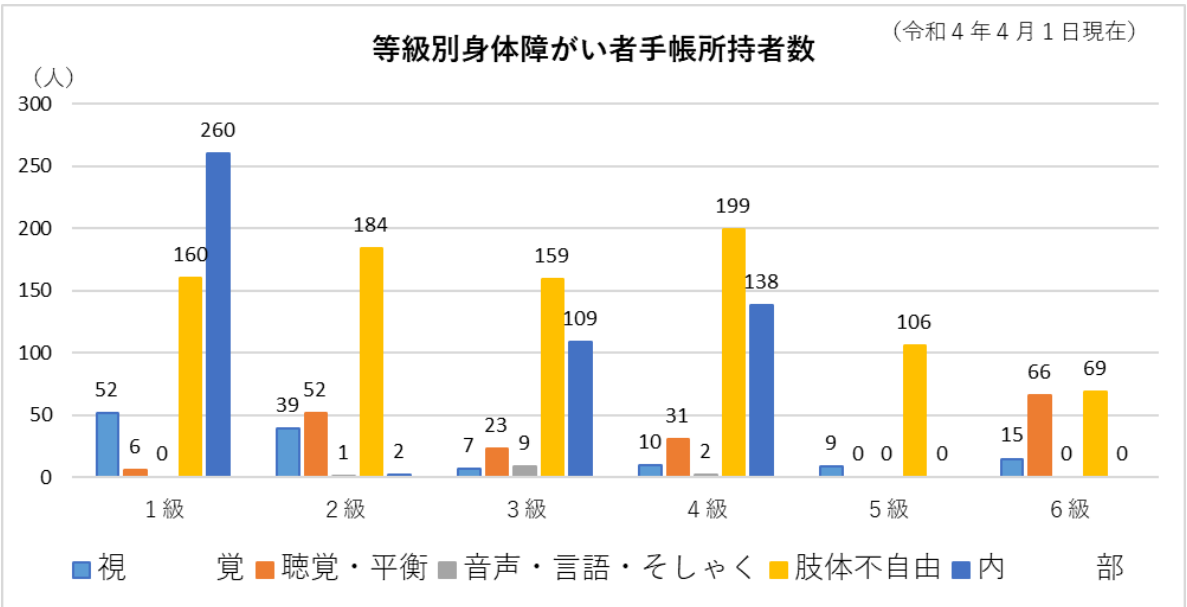

資料：福祉課

（Ⅱ） 知的障がい者の状況

令和 4 年 4 月 1 日現在の療育手帳の所持者数は 360 人で、うち A2（重度）以上の人は 132 人で全体の 36.7%を占めています。

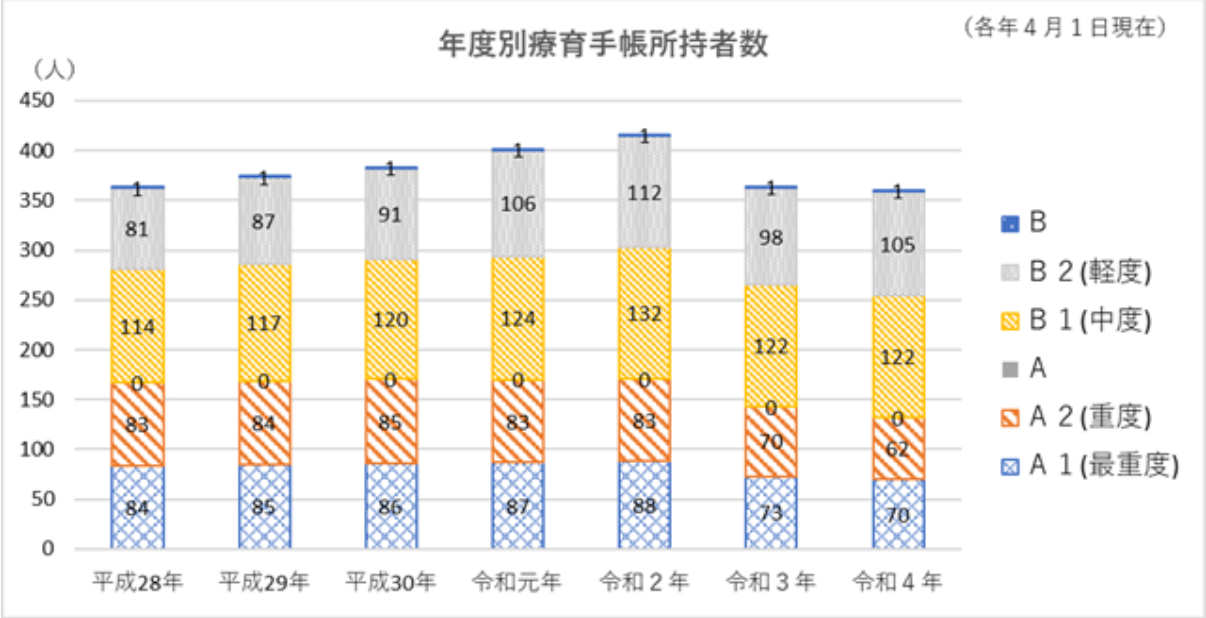

資料：福祉課

（Ⅲ） 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳の 1 級、3 級所持者は年によって変動がありますが、2 級所持者は年々増加しています。手帳所持者全体として年々増加傾向にあります。令和 4 年 4 月 1 日現在の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は 246 人で、うち 2 級の人は 195 人で全体の 79.3%を占めています。

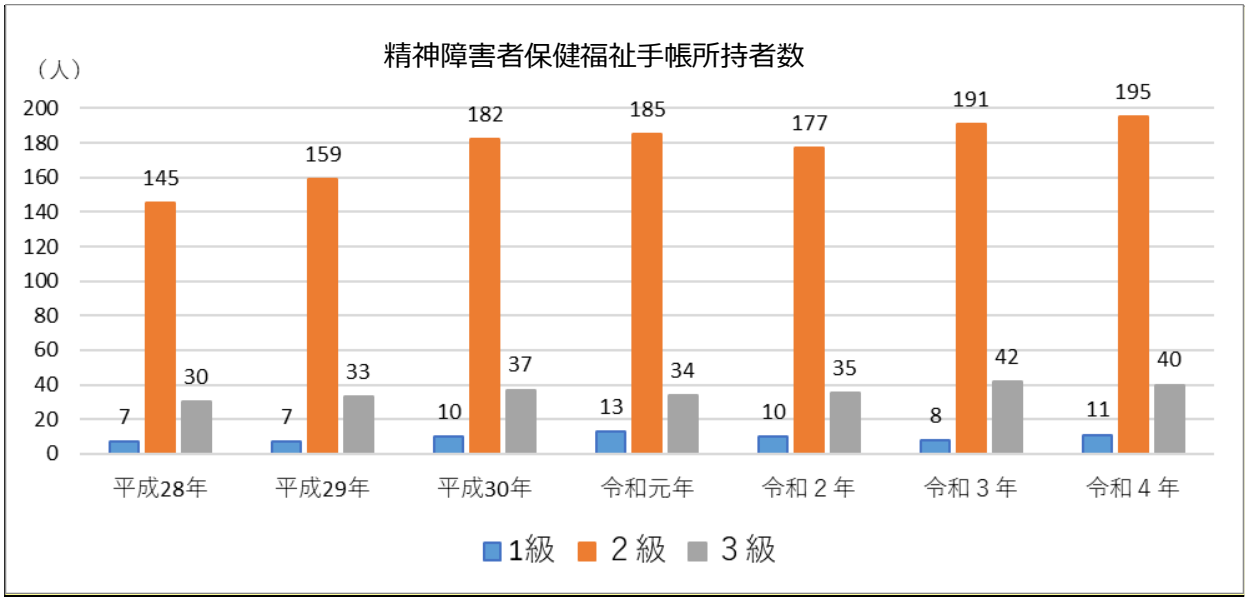

資料：福祉課

（４）児童の状況

①児童人口の推移及び推計

18 歳未満の人口は引き続き減少しており、今後も減少傾向で推移すると思われ、少子化が進むことが予想されます。

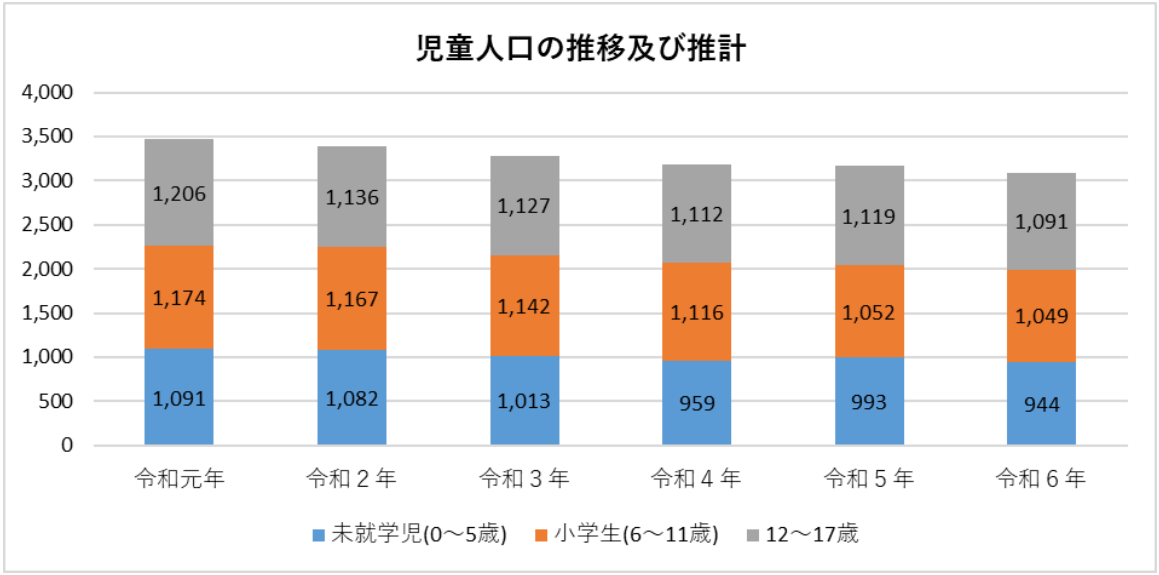

資料：令和元年～令和４年は住民基本台帳による人口、令和５年以降は第２期伊佐市子ども・子育て支援事業計画による伊佐市独自推計

②合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率※は、令和２年 1.83 で、県、全国に比べて高い数値になっています。

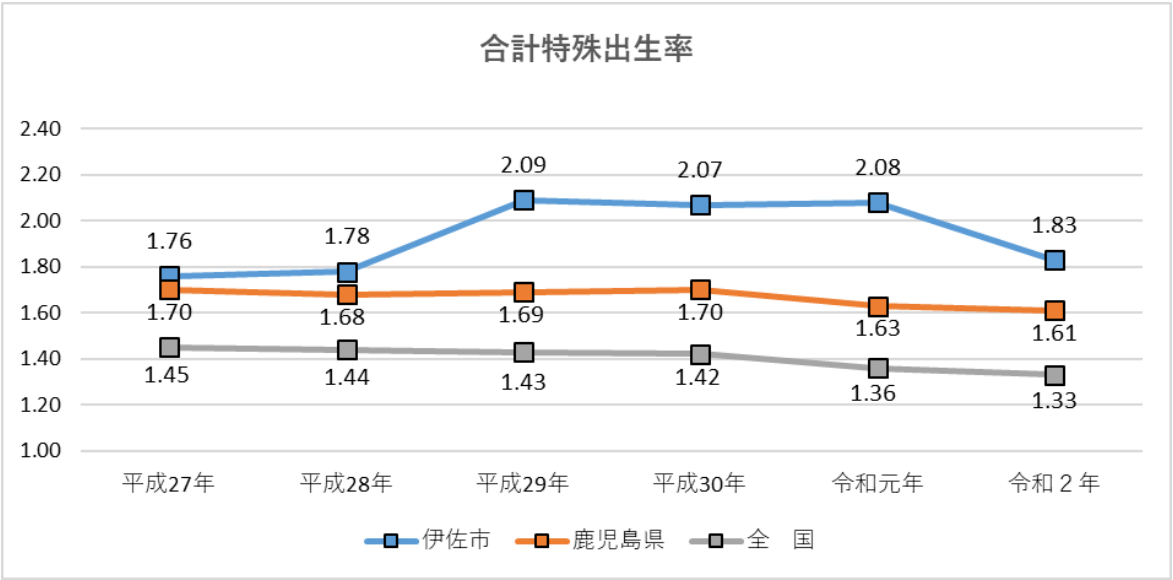

資料：国・県は人口動態統計調査、市は統計いさ

（５）生活保護※の状況

生活保護世帯は微減傾向にありますが、少子高齢化に伴い、教育扶助が減少する一方、医療扶助が全体の約６割を占め、近年では介護の需要が高まっています。

【生活保護世帯等の推移】

区　分	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	延べ世帯数	延べ人員	扶助費（千円）	延べ世帯数	延べ人員	扶助費（千円）	延べ世帯数	延べ人員	扶助費（千円）
生活扶助	2, 422	3, 184	154, 984	2, 281	2, 945	141, 942	2, 167	2, 685	126, 538
住宅扶助	1, 491	1, 958	22, 445	1, 421	1, 817	23, 155	1, 377	1, 670	22, 511
教育扶助	129	225	2, 820	81	152	1, 912	86	138	1, 668
医療扶助	2, 745	3, 292	397, 551	2, 551	3, 072	373, 070	2, 533	2, 994	369, 400
介護扶助	383	385	9, 012	426	429	6, 400	482	492	5, 872
その他	45	45	2, 488	42	42	874	18	20	1, 625
総　数	7, 215	9, 089	589, 300	6, 802	8, 457	547, 353	6, 663	7, 999	527, 614

区　分	令和元年度			令和２年度			令和３年度		
	延べ世帯数	延べ人員	扶助費（千円）	延べ世帯数	延べ人員	扶助費（千円）	延べ世帯数	延べ人員	扶助費（千円）
生活扶助	2, 227	2, 609	121, 254	2, 190	2, 568	116, 687	2, 064	2, 361	102, 710
住宅扶助	1, 425	1, 636	24, 019	1, 417	1, 636	24, 983	1, 309	1, 454	22, 581
教育扶助	55	67	707	66	66	576	81	81	632
医療扶助	2, 530	2, 932	314, 847	2, 428	2, 757	316, 260	2, 222	2, 506	251, 370
介護扶助	457	465	5, 920	432	444	6, 005	437	440	8, 621
その他	41	56	1, 679	75	94	2033	54	66	1, 754
総　数	6, 735	7, 765	468, 426	6, 608	7, 565	466, 544	6, 167	6, 908	387, 668

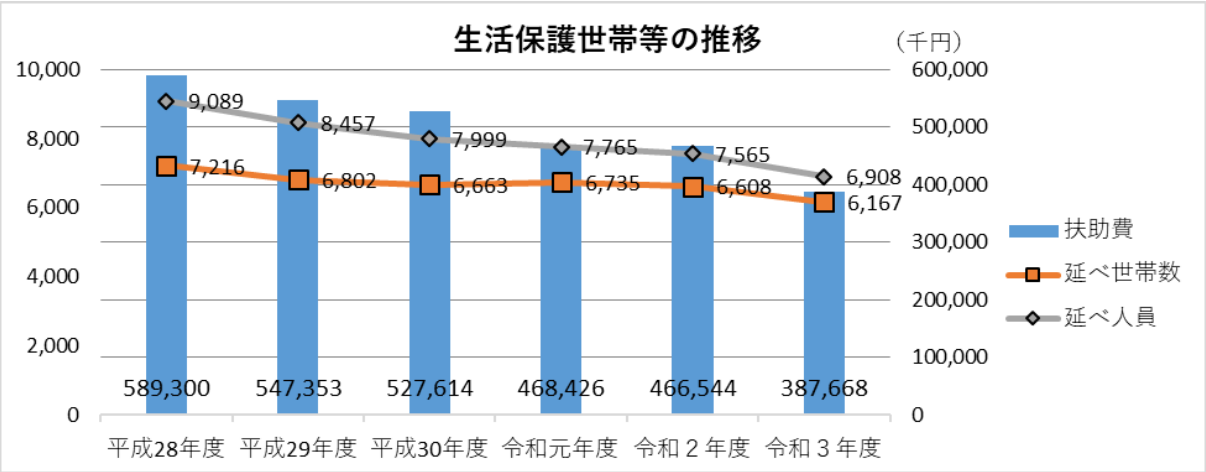

資料：福祉課

（6）民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員※は現在 93 人が委嘱されており、「良き隣人」として地域住民に寄り添い、その生活を支援しています。新型コロナウイルスの影響があり相談等の見守り活動は減少しています。主な活動の内訳は、高齢者に関する相談・支援活動が最も多く、令和３年度は 23.8%の割合となっています。

【民生委員・児童委員の活動件数】

区　分	相談・支援活動				その他の活動						計
	高齢者に関すること	障がい者に関すること	子どもに関すること	その他	調査・実態調査	行事・会議への参加協力	地域福祉活動・自主活動	民協運営・研修	証明事務	要保護児童の発見の通告・仲介	
平成 28 年度	4,954	358	722	1,221	3,545	3,262	3,054	2,339	542	17	20,014
平成 29 年度	3,995	335	369	1126	2,480	3,196	2,924	2,258	471	30	17,184
平成 30 年度	3,997	309	398	1,078	2,564	3,047	2,952	2,499	566	14	17,424
令和元年度	3,771	257	296	914	2,629	2,834	2,526	2,563	559	45	16,394
令和２年度	3,057	244	248	599	2,446	1,708	2,472	2,415	341	14	13,544
令和３年度	3,118	212	207	287	2,503	1,766	2,372	2,282	336	15	13,098

資料：福祉課

（7）コミュニティ、自治会の状況

15校区コミュニティ協議会※では、地域住民の活動拠点として、高齢者福祉や青少年育成など活発な活動が、継続的に行われています。263の自治会は、校区コミュニティの基盤組織として運営されておりますが、近年は若者世帯やアパート、マンション住まいの世帯増加に伴い、自治会加入率は年々減少傾向にあります。未加入世帯の増加に伴い、地域活動の参加者が減少することで、校区コミュニティの活動へも大きな影響があります。防災においては、昨今の大災害を教訓に防災意識を見直し、自助、共助という助け合いの必要性の取り組みを進めるため、理解や関心を深めるきっかけづくりを行い、自主的な参加を促すことが重要となります。

【校区コミュニティ・自治会の状況】　　**（令和４年４月１日現在）**

小学校区	自治会数	自治会加入			自治会未加入			自治会加入世帯率
		世帯数	人　口	高齢化率	世帯数	人　口	高齢化率	
大　口	57	2,421	5,064	39.8%	1,011	1,786	13.9%	70.5%
大口東	18	583	1,172	50.0%	241	407	15.0%	70.8%
牛　尾	10	415	763	54.8%	112	179	19.6%	78.7%
山　野	26	914	1,668	56.0%	217	320	30.9%	80.8%
平出水	8	200	369	56.1%	22	42	16.7%	90.1%
羽　月	25	1,213	2,463	46.9%	334	540	19.4%	78.4%
羽月西	8	275	513	61.4%	39	52	40.4%	87.6%
羽月北	5	57	92	50.0%	7	10	60.0%	89.1%
曽　木	11	343	673	52.5%	66	95	23.2%	83.9%
針　持	12	288	533	52.9%	47	70	27.1%	86.0%
南　永	1	50	89	60.7%	4	6	33.3%	92.6%
本　城	22	746	1,367	55.6%	155	282	19.9%	82.8%
湯之尾	17	402	838	40.3%	92	183	25.1%	81.4%
菱　刈	30	896	1,639	54.2%	294	490	24.1%	75.3%
田　中	13	693	1,398	46.8%	299	529	18.7%	69.9%
小　計	263	9,496	18,641	48.3%	2,940	4,991	18.9%	76.4%
未組織	25	—	—	—	469	618	48.4%	0.0%
計	288	9,496	18,641	48.3%	3,409	5,609	22.2%	76.4%

資料：地域振興課、市民課

（8）ボランティアの状況

伊佐市社会福祉協議会ボランティアセンター※に登録されているボランティアは、令和3年度 17 団体、登録人数 375 人（個人登録含む。）です。ボランティアに対するニーズに応じてコーディネートを行った件数は、令和3年度は7月に大雨による災害発生により、災害ボランティアセンター※を開設し、県内からのボランティアを受け入れがあったため活動が増えました。

【ボランティア登録数の推移】

区　　分	年　　度					
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
登録団体数	48	22	18	19	21	17
登録人数	368	361	310	355	331	311
個人登録数	10	9	6	8	11	64

【社会福祉協議会におけるボランティア事業の実績】

区　　分	年　　度					
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
相談件数	15	14	16	12	11	52
コーディネート件数	8	5	6	6	4	38
コーディネート延べ人数	14	47	94	42	27	125

資料：伊佐市社会福祉協議会

また、社会福祉協議会では、児童・生徒がボランティア活動をするごとにポイントを付与し、ポイント達成者に活動認定証を発行する取り組みを実施していますが、現在は児童・生徒数の減少や新型コロナウイルスの影響による交流活動の縮小などでポイント付与の機会が減少しています。ポストコロナに向けた周知や工夫が必要になります。

第３章　　地域福祉活動計画の内容

第３章　地域福祉活動計画の内容

１．基本理念について

第３期伊佐市地域福祉計画の基本理念を踏まえ、本計画では第３期伊佐市地域福祉計画と連携・連動した取り組みを通じて、地域の力を高め、市民の誰もが健康で安全・安心に暮らせる地域社会を実現するために、市民一人ひとりの努力（自助)、市民同士の相互扶助（共助)、公的な制度（公助）はもちろんのこと、市民相互で支えあう地域の力を向上することにより、みんなの幸せが実現できるという考え方にたって、持続可能な地域の発展を目指します。

『地域でともに支え合い笑顔あふれるまちづくり』

第３期伊佐市地域福祉計画との連携・連動した取り組みが地域の結束を強化し、市民の幸福を実現するために不可欠であることを認識し、それに基づき、上記の基本理念を定め、施策を推進してまいります。

２．基本目標について

本計画における基本目標については、第３期伊佐市地域福祉計画と連携・連動させるため、第３期伊佐市地域福祉計画と同じ以下３つの基本目標とします。

■ 基本目標１　**地域を「知り」「学ぶ」機会の充実**

まずは地域のことを知り、学ぶことで地域福祉を理解し、地域福祉を担う人材づくりを進めます。

（１）地域福祉活動の普及・啓発
（２）地域福祉の担い手の育成・参加促進

■ 基本目標２　**お互いが見守り、支え合い、つながる地域づくり**

身近な地域における多世代交流の機会を増やし、地域で活動する福祉団体等への支援を進めるとともに、地域からの早期発見、早期対応、災害時に備えるといった観点から、お互いが見守り、支え合い、つながるような地域づくりを進めます。

（１）地域における交流の促進
（２）地域福祉の基盤づくりとネットワークの強化
（３）福祉団体の活動支援
（４）災害時に備えた地域づくりの推進

■ 基本目標３　**誰もが安心して暮らせるしくみづくり**

本人が安心して生活を送ることができるよう、様々な困りごとを受けとめ、必要な支援につながる仕組みづくりを進めます。

（１）包括的な相談・支援体制の強化
（２）権利擁護の推進と差別・虐待・暴力の防止
（３）再犯防止の支援（再犯防止推進計画）

3．地域福祉活動計画の体系について

地域福祉計画				地域福祉活動計画	実施計画							
基本理念	基本目標	施策の方向性	施策の展開	事業名	具体的な実施方法			年次計画				
					実施主体	協力団体機関等	対象・方法等	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
『地域でともに支え合い笑顔あふれるまちづくり』	1 地域を「知り」「学ぶ」機会の充実	(1)地域福祉活動の普及・啓発	① 地域福祉活動の積極的な情報発信 ② 地域福祉に関する意識の高揚 ③ 福祉教育の機会の提供	● SNS、ホームページの充実	社協	業者	地域住民	⇔	⇔			
				● 福祉教育（小・中学校）への出前講座		学校・教育委員会	小中学生		⇔	⇔		
				● 地域の指標づくりや社会の見える化について考え、市民の社会参加を促す取り組み		コミュニティ	地域住民				⇔	⇔
				● 社会資源リストの活用と PR	地域	社協	事業者	⇔	⇔			
				● 若者世代への共助意識の醸成（アンケート調査）		高校生	地域住民	⇔	⇔			
				● 自治会加入のための広報・PR		コミュニティ・	地域住民	⇔	⇔			
				● 自治会加入メリットの冊子づくり		コミュニティ・	地域住民	⇔	⇔			
		(2)地域福祉の担い手の育成・参加促進	① 地域福祉を支える担い手の確保・育成・発掘 ② ボランティア活動の普及・啓発 ③ 地域福祉を学び、体験する機会の提供	● 福祉教育（小・中学校）への出前講座	社協	学校・教育委員会	小・中学校		⇔	⇔		
				● 社会福祉士実習施設の登録、受入		大学等	大学生・一般	⇔	⇔	⇔		
				● 子ども民生委員制度の導入		民生委員 学校・教育委員会	小中学生	⇔	⇔			
				● 福祉系ガイダンスの開催（地域おこし協力隊×地域福祉）		ハローワーク・市	大学生・一般	⇔	⇔			
				● SNS、ホームページの充実		業者	地域住民	⇔	⇔			
				● 福祉系ガイダンス＆伊佐市内事業所の見学会	地域	社協	中高生・大学生・一般	⇔	⇔			
				● 学校への出前講座		市、社協 教育委員会	中高生		⇔	⇔		
				● 市民向け「福祉の魅力セミナー」の開催		ハローワーク	地域住民	⇔	⇔			
				● 高齢者サポーター（民生委員児童委員等）とのネットワークづくり		社協	民生委員等			⇔	⇔	
				● 介護予防の地域リーダー養成プログラム		市	地域住民		⇔	⇔		
				● ボランティアプログラムの準備		社協	地域住民			⇔	⇔	⇔

3．地域福祉活動計画の体系について

地域福祉計画				地域福祉活動計画	実施計画							
					具体的な実施方法			年次計画				
基本理念	基本目標	施策の方向性	施策の展開	事業名	実施主体	協力団体機関等	対象・方法等	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
『地域でともに支え合い笑顔あふれるまちづくり』	2 お互いが見守り、支え合い、つながる地域づくり	(1)地域福祉活動の普及・啓発	① 地域福祉活動の積極的な情報発信 ② 地域福祉に関する意識の高揚	● 孤立に気づき、つながり、見守る人材「つながりワーカー」の養成、実践活動	社協	コミュニティ	地域住民	⇔	⇔			
				● 高齢者等お助け隊の普及、サロン活動、見守り活動の支援		ｺﾐｭﾆﾃｨ・民生委員・自治会	地域住民				⇔	⇔
				● 地域の指標づくりや社会の見える化について考え、市民の社会参加を促す取り組み		コミュニティ	地域住民				⇔	⇔
				● 体験活動（ウォークラリー）等のイベント開催	地域	地域おこし協力隊	小学生		⇔	⇔		
				● 見守り、声かけの強化、仕組みづくり		コミュニティ	地域行事の充実 地域住民		⇔	⇔		
				● デジタルの活用と連携の強化		業者	高齢者				⇔	⇔
		(2)地域福祉の基盤づくりとネットワークの強化	① 民生委員・児童委員の環境の整備 ② 地域生活支援団体の設立支援 ③ 地域福祉ネットワークの構築	● 孤立に気づき、つながり、見守る人材「つながりワーカー」の養成、実践活動	社協	コミュニティ	地域住民	⇔	⇔			
				● 子ども民生委員制度の導入		民生委員 学校・教育委員会	小中学生		⇔			
				● 子どもの居場所づくり		子ども食堂・地域食堂	小中学生 地域住民		⇔			
				● 高齢者等お助け隊の普及、サロン活動、見守り活動の支援		ｺﾐｭﾆﾃｨ・民生委員・自治会	地域住民				⇔	⇔
				● 母親支援、父親支援のニーズ調査	地域	保育園	保護者	⇔	⇔			
				● 子育て支援サービス等や教育支援センターへの送迎		社協 地域住民	地域住民		⇔	⇔		
				● 市内企業や団体等とのネットワークづくり		事業所 ハローワーク	一般企業	⇔	⇔			
				● 乗り合いタクシーの普及、啓発		モデル校区	高齢者				⇔	⇔
				● 御用聞きのボランティアの仕組みづくり		モデル地区	高齢者				⇔	⇔
				● ライドシェアの検討（個人宅までの送迎）		モデル地区	高齢者				⇔	⇔
				● 送迎ボランティアの募集		社協	高齢者・子ども		⇔	⇔		

基本理念	基本目標	施策の方向性	施策の展開	事業名	具体的な実施方法			年次計画				
					実施主体	協力団体機関等	対象・方法等	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
『地域でともに支え合い笑顔あふれるまちづくり』	2 お互いが見守り、支え合い、つながる地域づくり	(3)福祉団体等の活動支援	① 福祉団体等の活動場所の整備・活動支援 ② 社会福祉法人による地域における公益的な取り組みへの支援	● 法人間連携ネットワークの構築	社協	社会福祉法人ほか	地域住民					
				● 子ども食堂の PR、充実	地域	市、社協、学校	地域住民					
				● 長期休暇中の学習会の検討、実施		高校生	小中学生					
		(4)災害時に備えた地域づくりの推進	① 地域住民の防災意識の高揚 ② 自主防災組織(自治会)などの活動支援 ③ 避難行動要支援者の支援の充実	● 貯蓄備品のチェックとリスト作り	社協	—	—					
				● 災害ボランティアセンターの運営マニュアルづくり		市・県社協	—					
				● 市民向け講座の開催（テーマ：防災について）		市	地域住民					
				● お助け隊の普及、サロン活動、見守り活動の支援		コミュニティ・民生委員・自治会	地域住民					
				● 地域生活拠点事業の周知、PR	地域	事業者	地域住民					
				● 災害時の支援ネットワークの構築		事業者	－					
				● 福祉避難所の周知、PR		市	地域住民					
				● 福祉避難所の避難訓練（宿泊体験会）の開催		市	地域住民					

3．地域福祉活動計画の体系について

地域福祉計画	地域福祉活動計画	実施計画

基本理念	基本目標	施策の方向性	施策の展開	事業名	具体的な実施方法			年次計画				
					実施主体	協力団体機関等	対象・方法等	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
『地域でともに支え合い笑顔あふれるまちづくり』	3 誰もが安心して暮らせるしくみづくり	(1)包括的な相談・支援体制の強化	①相談窓口・情報提供の充実 ②一体的な支援体制の構築 ③生活困窮者等の自立に向けた生活・就労支援の推進	● 生活困窮者自立支援制度に基づく受託（自立支援、就労支援、一時生活、家計改善、学習支援）	社協	市	地域住民	⇔	⇔			
				● かごしまおもいやりネットワーク事業への参画		経営協	地域住民	⇔	⇔			
				● 「身寄りがなくても安心して暮らせる伊佐市ガイドライン」づくり		市、事業所、地域	地域住民	⇔	⇔			
				● 地域くらし・ささえあい事業の推進		県社協	地域住民	⇔	⇔			
				● フードバンク事業の推進		NPO	地域住民	⇔	⇔			
				● 緊急支援物資の提供		―	地域住民	⇔	⇔			
		(2)権利擁護の推進と差別・虐待・暴力の防止	①権利擁護のための支援の充実 ②差別・虐待・暴力の防止	● 孤立に気づき、つながり、見守る人材「つながりワーカー」の養成、実践活動	社協	コミュニティ	地域住民	⇔	⇔			
				● 法人間連携ネットワークの構築		社会福祉法人ほか	地域住民	⇔	⇔			
				● 成年後見制度に基づく法人後見の受託		市、裁判所	地域住民			⇔	⇔	
				● 市民後見人の養成に関するバックアップ		市	地域住民			⇔	⇔	
				● エンディングノートの普及啓発		コミュニティ	地域住民			⇔	⇔	
				● 居住支援法人・居住支援協議会の受託		市、NPO	地域住民			⇔	⇔	
				● アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の普及・啓発	地域	市、事業者	地域住民	⇔	⇔			
				● ネグレクト、DV に対する支援		市	地域住民		⇔	⇔		
		(3)再犯防止の支援（再犯防止推進計画）	①就労・住居の確保 ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等 ③学校と連携した修学支援の実施等 ④民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等 ⑤国・民間団体等との連携強化等	● 生活困窮者自立支援制度に基づく受託（自立支援、就労支援、一時生活、家計改善、学習支援）	社協	市	地域住民	⇔	⇔			
				● かごしまおもいやりネットワーク事業への参画		経営協	地域住民	⇔	⇔			
				● 福祉教育（小・中学校）への出前講座		学校・教育委員会	小・中学校		⇔	⇔		
				● 居住支援法人、居住支援協議会の受託		市、NPO	地域住民			⇔	⇔	
				● 子ども食堂の PR、充実	地域	市、社協、学校	地域住民	⇔	⇔			
				● 長期休暇中の学習会の検討、実施		高校生	小中学生	⇔	⇔			
				● 学校への出前講座		市、社協教育委員会	中高生		⇔	⇔		

４．地域福祉活動計画の推進計画及び具体的取組み

基本目標1　　地域を「知り」「学ぶ」機会の充実

１．調査結果にみる現状と課題（第３期伊佐市地域福祉計画策定にかかるアンケート調査より引用）

（１）地域福祉活動の普及・啓発

○　子どもの成長過程に応じた学校や地域の活動を通じた福祉教育の充実が求められています。

○　近所づきあいの中で今後、「手助けできること」と「手助けしてほしいこと」の上位回答の内容がほぼ同じとなっていることから、これらをマッチングさせるしくみづくりが必要となっています。

○　潜在的なボランティア活動への参加意向を引き出すために、ボランティアに関する情報の紹介、研修機会、相談窓口などの充実が求められています。

○　福祉に関する情報が入手できている人は４割未満であることから、必要な人に必要な情報が行き届くよう、年代や地域性に配慮した情報の発信が求められています。

（２）地域福祉の担い手の育成・参加促進

○　少子高齢化が進み、地域生活の維持や地域での見守りなどが難しくなることへの課題が多くなっています。また、空き家の増加やその管理、自治会役員や民生委員・児童委員のなり手が少ないことも大きな課題となっています。

○　地区ごとに求めている施策が違うことから、その地区のニーズにあった、きめ細かい施策の推進が求められています。

○　地域福祉の中心的な担い手と期待されている社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動内容の認知度が低くなっていることから、活動内容の周知を図り理解を深めていくことで地域の各主体との協力・連携が推進される体制づくりが必要となっています。特に年代ごとに配慮した情報の発信や周知の工夫が求められています。

２．取り組みの方向性（第３期伊佐市地域福祉計画より引用）

（１）　地域福祉活動の普及・啓発

地域福祉活動の普及・啓発を図るためには、誰もが情報を簡単に入手することができ、気軽に参加できるきっかけ作りが重要です。市民一人ひとりの状況に応じた情報提供や機会の創出により、誰もが地域へ目を向け、地域づくりへの関心が高まるように、普及・啓発活動に取り組みます。

（２） 地域福祉の担い手の育成・参加促進

地域における困りごとは年々多様化しており支援を必要とする方は増加しています。地域生活課題を地域で考え、解決していくためには、地域の担い手として関わることが重要になります。そのために、住民一人ひとりの地域に対する意識を高めるとともに、ボランティアに関心のある住民が気軽に参加できるきっかけや仕組みづくりに取り組み、地域福祉の担い手の育成を進めます。

３．行政の取り組み（第３期伊佐市地域福祉計画より引用）

（１）地域福祉活動の普及・啓発	① 地域福祉活動の積極的な情報発信 ② 地域福祉に関する意識の高揚 ③ 福祉教育の機会の提供
（２）地域福祉の担い手の育成・参加促進	① 地域福祉を支える担い手の確保・育成・発掘 ② ボランティア活動の普及・啓発 ③ 地域福祉を学び、体験する機会の提供

４．社会福祉協議会の取り組み（伊佐市社会福祉協議会中長期強化計画より引用）

（１）地域福祉活動の普及・啓発	① SNS、ホームページの充実 ② 福祉教育（小・中学校）への出前講座 ③ 地域の指標づくりや社会の見える化について考え、市民の社会参加を促す取り組み
（２）地域福祉の担い手の育成・参加促進	① 福祉教育（小・中学校）への出前講座 ② 社会福祉士実習施設の登録 ③ 子ども民生委員制度の導入 ④ 福祉系ガイダンス※を開催（地域おこし隊×地域福祉） ⑤ SNS、ホームページの充実

５．地域全体の取り組み

（１）地域福祉活動の普及・啓発	① 社会資源リスト※の活用と PR ② 若者世代への共助意識の醸成（アンケート調査） ③ 自治会加入のための広報、PR ④ 自治会加入メリットの冊子づくり
（２）地域福祉の担い手の育成・参加促進	① 福祉系ガイダンス＆伊佐市内事業所の見学会 ② 学校への出前講座 ③ 市民向け「福祉の魅力セミナー」の開催 ④ 高齢者サポーター（民生委員児童委員等）とのネットワークづくり ⑤ 介護予防の地域リーダー養成プログラム ⑥ ボランティアプログラムの準備

基本目標2　お互いが見守り、支え合い、つながる地域づくり

1．調査結果にみる現状と課題（第３期伊佐市地域福祉計画策定にかかるアンケート調査より引用）

（１）地域における交流の促進

○　地域福祉への関心や意識は、ある程度高くなっていることから、さらに意識を高め行動につなげていくための啓発や地域で集う場づくりなどが必要となっています。

○　親しい近所付き合いをしている若い世代の割合が低くなっていることから、若い世代へ地域福祉の必要性や関心が高まるような意識啓発や機会づくりが必要となっています。

○　市の行事や地域の活動等への今後も参加意向が高くなっていることから、誰もが参加しやすい日時設定や場所、気軽に参加できる内容にするなど工夫が必要となっています。

○　コロナ禍の中、多くの地区で「住民同士のつながりの減少」を危惧する声があることから、感染対策を施し住民の見守りや声かけ、憩いの場や機会づくり等の活動を行政と協働で取り組むことが必要となっています。

○　高齢者の見守りを必要とする回答が多くなっていることから、民生委員・児童委員の把握した情報を共有し、協議する場など連携体制が必要となっています。

（２）地域福祉の基盤づくりとネットワークの強化

○　協働の意識を高め、推進していくための仕組みづくりや協働の様々な主体との相互理解を深める場が必要となります。

（３）福祉団体等の活動支援

○　民生委員・児童委員が活動にやりがいを感じている人が多くなっている一方、負担を感じている人も４割近く存在することから継続した活動につなげていくための協力体制が求められます。

○　民生委員・児童委員の活動での困りごとを解決するためには、行政や民生委員同士の連携が不可欠であることが伺えることから、協働の意識を高め、活動していくための仕組みづくりや相互理解を深める場が必要となります。

（４）災害時に備えた地域づくりの推進

○　一人では避難できない方（要援護者）が１割程度存在することから、地域住民・行政・社会福祉事業所（福祉サービス事業所）などが協力して支援に取り組んでいくことが必要となります。

○　日頃からの近所や地域での協力体制づくりや災害時の情報伝達方法の確立などの備えが必要となっています。
○　伊佐市災害ボランティアセンターの認知度が低いことから、活動内容やボランティア募集状況を分かりやすく工夫するなど情報発信による周知の工夫が必要となっています。
○　住民の命の安全を守るため、日頃から協力体制づくりや災害時の情報伝達方法の確立などの備えが必要となっています。

2．取り組みの方向性（第３期伊佐市地域福祉計画より引用）

（１）地域における交流の促進

世代を超えた地域の課題解決のためには、多世代で交流し、豊かな人間関係を築くことが重要です。そのために、子育て世代の親、高齢者、障がいのある人など、様々な人が気軽に立ち寄れるような場づくりを住民主体で築いていけるよう支援します。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から「新しい生活様式」に対応していくことが求められます。交流の場についても、関係者一人ひとりが基本的な感染対策を実践していけるよう、情報提供など各種支援を進めていきます。

（２）地域福祉の基盤づくりとネットワークの強化

近所づきあいの希薄化など、人と人がつながりにくい状況がみられ、人と人がつながるための基盤づくりや、ネットワークづくりが必要となっています。地域生活課題を地域で考え、解決していくための仕組みづくりを推進します。

（３）福祉団体等の活動支援

地域の課題が多様化・複雑化する中、地域で福祉分野の活動をする団体は、住民に身近な地域団体として、住みやすいまちづくりのための様々な活動を行っています。今後も、団体活動が継続、さらに発展できるよう、場の提供や運営等の活動を支援していきます。また、各団体の活動が地域の福祉ニーズに幅広く対応できるように、様々な活動主体の連携を支援していきます。

（４）災害時に備えた地域づくりの推進

災害時に避難行動要支援者※の安否確認や避難支援を迅速に進めるためには、地域の助け合いが重要です。災害時・緊急時に住民同士が支え合えるよう、地域における防災意識を高める取り組みや防災訓練を進めるとともに、各地域における避難支援体制を強化します。

3．行政の取り組み（第３期伊佐市地域福祉計画より引用）

（１）地域における交流の促進	①　顔の見える関係づくりの推進 ②　気軽に集える場づくりに向けた支援
（２）地域福祉の基盤づくりとネットワークの強化	①　民生委員・児童委員の環境の整備 ②　地域における支え合い・見守りの強化 ③　地域福祉ネットワークの構築
（３）福祉団体等の活動支援	①　福祉団体の活動場所の整備・活動支援 ②　社会福祉法人による地域における公益的な取り組みへの支援
（４）災害時に備えた地域づくりの推進	①　地域住民の防災意識の高揚 ②　自主防災組織（自治会）などの活動支援 ③　避難行動要支援者の支援の充実

4．社会福祉協議会の取り組み（伊佐市社会福祉協議会中長期強化計画より引用）

（１）地域における交流の促進	①　孤立に気づき、つながり、見守る人材「つながりワーカー※」の養成、実践活動 ②　高齢者等お助け隊※の普及、サロン活動、見守り活動の支援 ③　地域の指標づくりや社会の見える化について考え、市民の社会参加を促す取り組み
（２）地域福祉の基盤づくりとネットワークの強化	①　孤立に気づき、つながり、見守る人材「つながりワーカー」の養成、実践活動 ②　子ども民生委員制度※の導入 ③　子どもの居場所づくり ④　お助け隊の普及、サロン活動、見守り活動の支援
（３）福祉団体等の活動支援	①　法人間連携ネットワーク※の構築
（４）災害時に備えた地域づくりの推進	①　貯蓄備品のチェックとリストづくり ②　災害ボランティアセンターの運営マニュアル作り ③　市民向け講座の開催（テーマ：防災について） ④　お助け隊の普及、サロン活動、見守り活動の支援

5．地域の取り組み

（１）地域における交流の促進	①　体験活動（ウォークラリー）等のイベント開催 ②　見守り、声かけの強化、仕組みづくり ③　デジタルの活用と連携の強化
（２）地域福祉の基盤づくりとネットワークの強化	①　母親支援、父親支援のニーズ調査 ②　子育て支援サービス等や教育支援センター※への送迎 ③　市内企業や団体等とのネットワークづくり ④　乗り合いタクシー※の普及、啓発 ⑤　御用聞きのボランティアの仕組みづくり ⑥　ライドシェア※の検討（個人宅までの送迎） ⑦　送迎ボランティアの募集
（３）福祉団体等の活動支援	①　子ども食堂※の PR、充実 ②　長期休暇中の学習会の検討、実施
（４）災害時に備えた地域づくりの推進	①　地域生活拠点事業※の周知、PR ②　災害時の支援ネットワークの構築 ③　福祉避難所※の周知、PR ④　福祉避難所の避難訓練（宿泊体験会）の開催

基本目標3　誰もが安心して暮らせるしくみづくり

1．調査結果にみる現状と課題（第３期伊佐市地域福祉計画策定にかかるアンケート調査より引用）

（１）包括的な相談・支援体制の強化（重層的な支援体制の構築）

○　世代によって抱えている悩みや不安は多様となっていることから、個々のニーズにあった包括的な相談体制の整備が必要となっています。

○　悩みや不安の相談相手として公的機関の割合が低くなっていることから、相談機関の周知と安心して相談できる体制づくりが必要となっています。

○　高齢者の相談相手として民生委員・児童委員が担っている様子が伺えます。

（２）権利擁護の推進と差別・虐待・暴力の防止

○　日常生活を送る上で、十分な判断ができない方が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整備する必要があります。また、障がいを理由とする差別の解消と虐待防止のほか、児童や高齢者の虐待防止、男女共同参画の推進及び配偶者等からの暴力の防止が必要になっています。

（３）再犯防止の支援（再犯防止推進計画）

○　犯罪をした人の立ち直りへの協力にあたっては、接し方、自分や家族の安全確保などの不安材料を解消していくことが必要となっています。

○　社会を明るくする運動の内容について認知度が低い一方、「誰一人取り残さない」社会の実現については、肯定的な回答が多くなっていることから、社会を明るくする運動の主旨や活動内容の情報を発信し、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることへの理解を深めて支援体制が必要となっています。

2．取り組みの方向性（第３期伊佐市地域福祉計画より引用）

（１）　包括的な相談・支援体制の強化（重層的な支援体制の構築）

地域住民の問題は複雑化・複合化しており、分野ごとの縦割りの対応では、解決できなくなっています。そのため医療や保健、まちづくり、産業、環境、教育等といった個別分野を超えた包括的な相談・支援体制の整備をより一層努めます。さらに、長期にわたりひきこもりの状態にある人やダブルケア、ヤングケアラーなど、顕在化しにくい課題を抱えている人を早期に見つけ、必要な支援につなげる仕組みづくりや必要な情報の提供や相談等が行える場づくり等を推進します。

（２）権利擁護の推進と差別・虐待・暴力の防止

日常生活を送る上で、十分な判断ができない方が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を実現するよう努めます。また、障がいを理由とする差別の解消と虐待防止のほか、児童や高齢者の虐待防止、男女共同参画の推進及び配偶者等からの暴力の防止に努めます。

（３）再犯防止の支援（再犯防止推進計画）

全国の刑法犯検挙者数は減少傾向にあるものの、再犯率は上昇傾向にあります。今後とも安心で安全な地域社会を構築するためには、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止の推進が重要となっています。また、犯罪をした人等の多くが、定職や住居を確保できない等のために社会復帰が困難となっていることから、社会で孤立することなく地域の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援する再犯防止のための施策を、計画的に推進することが必要となっています。このような中、平成２８年度に再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）が施行され、第８条第１項において、「都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」と規定されており、市町村における「地方再犯防止推進計画」の策定に努めることとされました。本市でも、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止施策の推進に取り組みます。なお、下記施策項目をもって、再犯防止推進法第８条に基づく「伊佐市再犯防止推進計画」として位置づけます。

３．行政の取り組み（第３期伊佐市地域福祉計画より引用）

（１）包括的な相談・支援体制の強化（重層的な支援体制の構築）	①　相談窓口・情報提供の充実 ②　一体的な支援体制の構築 ③　生活困窮者等の自立に向けた生活・就労支援の推進
（２）権利擁護の推進と差別・虐待・暴力の防止	①　権利擁護のための支援の充実 ②　差別・虐待・暴力の防止
（３）再犯防止の支援（再犯防止推進計画）	①　就労・住居の確保等 ②　保健医療・福祉サービスの利用の促進等 ③　学校等と連携した修学支援の実施等 ④　民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等 ⑤　国・民間団体等との連携強化等

4．社会福祉協議会の取り組み（伊佐市社会福祉協議会中長期強化計画より引用）

（１）包括的な相談・支援体制の強化（重層的な支援体制の構築）	①　生活困窮者自立支援制度※に基づく受託（自立支援、就労支援、一時生活、家計改善、学習支援） ②　かごしまおもいやりネットワーク※への参画 ③　「身寄りがなくても安心して暮らせる伊佐市ガイドライン」づくり ④　地域くらし・ささえあい事業※の推進 ⑤　フードバンク事業※の推進 ⑥　緊急支援物資の提供
（２）権利擁護の推進と差別・虐待・暴力の防止	①　孤立に気づき、つながり、見守る人材「つながりワーカー」の養成、実践活動 ②　法人間連携ネットワークの構築 ③　成年後見制度※に基づく法人後見の受託 ④　市民後見人の養成に対するバックアップ ⑤　エンディングノート※の普及啓発 ⑥　居住支援法人※、居住支援協議会の委託
（３）再犯防止の支援（再犯防止推進計画）	①　生活困窮者自立支援制度に基づく受託（自立支援、就労支援、一時生活、家計改善、学習支援） ②　かごしまおもいやりネットワークへの参画 ③　福祉教育（小・中学校）への出前講座 ④　居住支援法人、居住支援協議会の委託

5．地域の取り組み

（１）包括的な相談・支援体制の強化（重層的な支援体制の構築）	－
（２）権利擁護の推進と差別・虐待・暴力の防止	①　アドバンス・ケア・プランニング（ACP※）の普及、啓発 ②　ネグレクト※、DV※に対する支援
（３）再犯防止の支援（再犯防止推進計画）	①　子ども食堂の PR、充実 ②　長期休暇中の学習会の検討、実施 ③　学校への出前講座

第４章　　地域福祉活動計画の推進

第４章　地域福祉活動計画の推進

１．推進体制

この計画は、第３期伊佐市地域福祉計画と基本理念を共有しており、両計画の進捗状況等について、相互に情報共有を図るとともに、伊佐市社会福祉協議会と地域住民が連携して推進していきます。活動計画の総合的な進行管理を行うため、地域福祉の関係団体等の代表からなる地域福祉活動策定委員会を設置します。

①伊佐市地域福祉活動計画策定委員会の設置

伊佐市地域福祉活動計画策定委員会は、本会会長から諮問された以下に掲げる事項を調査、審議します。

②伊佐市地域福祉活動計画専門部会の設置

伊佐市地域福祉活動計画専門部会は以下に掲げる４部門で構成し、計画策定に必要な課題やニーズ等を取りまとめ、委員会に報告します。

２．推進体系（図）

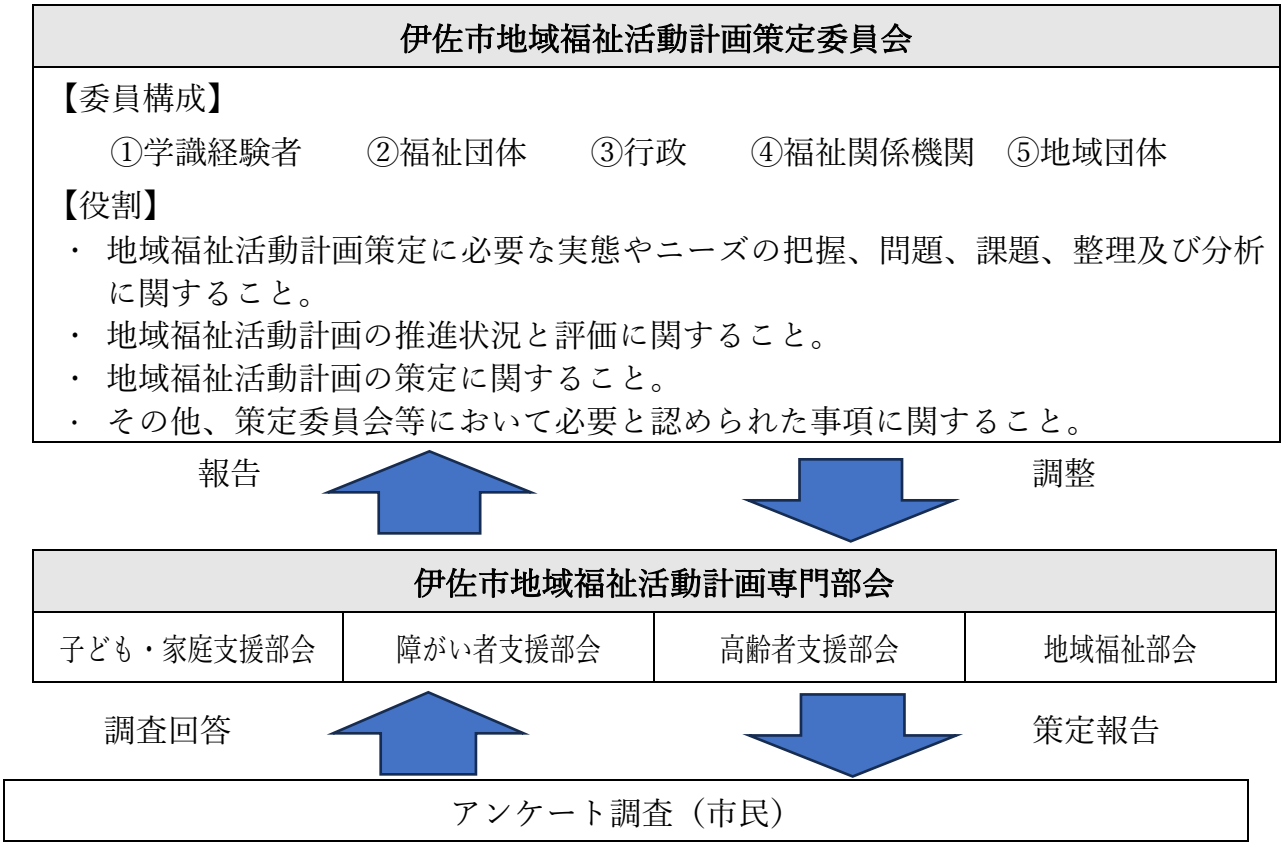

第５章　　関係資料編

第５章　関係資料編

１．第２次伊佐市地域福祉活動計画策定取り組みの経過について

（１）伊佐市地域福祉活動計画策定委員会の開催状況

No.	年月	場所	協議内容
1	令和５年６月 26 日（月）14:00～15:00	まごし館	1. 会長あいさつ 2. 自己紹介 3. 委員長・副委員長の選任 4. 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の概要 5. 地域福祉活動計画策定委員会等設置要綱 6. 今後のスケジュール
2	令和５年 10 月 16 日（月）10:00～11:30	まごし館	1. 委員長あいさつ 2. 第３期地域福祉計画及び第２次地域福祉活動計画について 3. 専門部会からの報告・意見交換 4. その他
3	令和６年１月 23 日（火）11:00～12:00	まごし館	1. 委員長あいさつ 2. 専門部会からの報告・意見交換 3. 第２次地域福祉活動計画の素案（たたき台）について 4. その他
4	令和６年３月 13 日（水）10:00～11:30	まごし館	1. 委員長あいさつ 2. 専門部会からの報告 3. 意見交換 4. 素案の最終確認と承認

（２）伊佐市地域福祉活動計画専門部会の開催状況

No.	年月	場所	協議内容
1	令和５年９月 12 日（火）14:00～16:00 第１回子ども・家庭支援部会	まごし館	1. 会長あいさつ 2. 自己紹介 3. 部会長・副部会長の選任 4. 地域福祉活動計画の概要 5. グループワーク 6. 福祉課題・ニーズの整理
2	令和５年９月 12 日（火）9:30～11:30 第１回障がい者支援部会	まごし館	1. 会長あいさつ 2. 自己紹介 3. 部会長・副部会長の選任 4. 地域福祉活動計画の概要 5. グループワーク 6. 福祉課題・ニーズの整理
3	令和５年９月 19 日（火）9:30～11:30 第１回高齢者支援部会	まごし館	1. 会長あいさつ 2. 自己紹介 3. 部会長・副部会長の選任 4. 地域福祉活動計画の概要 5. グループワーク 6. 福祉課題・ニーズの整理

No.	年月	場所	協議内容
4	令和5年9月19日（火）14:00～16:00 第1回地域福祉部会	まごし館	1. 会長あいさつ 2. 自己紹介 3. 部会長・副部会長の選任 4. 地域福祉活動計画の概要 5. グループワーク 6. 福祉課題・ニーズの整理
5	令和5年11月13日（月）14:00～16:00 第2回子ども・家庭支援部会	まごし館	1. 部会長あいさつ 2. 前回のふりかえり 3. 策定委員会の意見確認 4. ニーズ・課題解決の検討 5. 計画骨子の決定
6	令和5年11月20日（月）14:00~16:00 第2回地域福祉部会	まごし館	1. 部会長あいさつ 2. 前回のふりかえり 3. 策定委員会の意見確認 4. ニーズ・課題解決の検討 6. 計画骨子の決定
7	令和5年11月21日（火）9:30~11:30 第2回障がい者支援部会	まごし館	1. 部会長あいさつ 2. 前回のふりかえり 3. 策定委員会の意見確認 4. ニーズ・課題解決の検討 5. 計画骨子の決定
8	令和5年11月21日（火）15:00～17:00 第2回高齢者支援部会	まごし館	1. 部会長あいさつ 2. 前回のふりかえり 3. 策定委員会の意見確認 4. ニーズ・課題解決の検討 5. 計画骨子の決定
9	令和6年2月21日（水）14:00～16:00 第3回地域福祉部会	まごし館	1. 部会長あいさつ 2. 前回のふりかえり 3. 策定委員会の意見確認 4. ニーズ・課題解決の検討 5. 素案の作成・決定
10	令和6年2月22日（木）14:00～16:00 第3回高齢者支援部会	大口元気こころ館	1. 部会長あいさつ 2. 前回のふりかえり 3. 策定委員会の意見確認 4. ニーズ・課題解決の検討 5. 素案の作成・決定
11	令和6年2月26日（月）14:00～16:00 第3回子ども・家庭支援部会	伊佐市役所菱刈庁舎	1. 部会長あいさつ 2. 前回のふりかえり 3. 策定委員会の意見確認 4. ニーズ・課題解決の検討 5. 素案の作成・決定
12	令和6年2月27日（火）14:00～16:00 第3回障がい者支援部会	大口元気こころ館	1. 部会長あいさつ 2. 前回のふりかえり 3. 策定委員会の意見確認 4. ニーズ・課題解決の検討 5. 素案の作成・決定

策定委員会

専門部会

専門部会

２．第２次伊佐市地域福祉活動計画策定委員会　設置要綱

第２次伊佐市地域福祉活動計画策定委員会等設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、社会福祉法人伊佐市社会福祉協議会（以下「本会」という）が地域福祉活動の推進を図るため、「伊佐市地域福祉活動計画」を策定するため、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

（委員会の構成及び任期）

第２条　委員会は、委員12名以内をもって構成し、福祉団体、行政、福祉関係機関、地域団体のうちから本会会長が委嘱する。

２　委員の任期は、伊佐市地域福祉活動計画策定事業の完了日までとする。ただし、事情により委員に変更が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

（委員会の任務）

第３条　委員会は、本会会長から諮問された次に掲げる事項を調査、審議する。

（１）　地域福祉活動計画策定に必要な実態やニーズの把握、問題、課題、整理及び分析に関すること。

（２）　地域福祉活動計画の推進状況と評価に関すること。

（３）　地域福祉活動計画の策定に関すること。

（４）　その他、策定委員会等において必要と認められた事項に関すること。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長１名、副委員長１名を置くものとし、委員の互選によって選出する。

２　委員長は、会務を総括し会議の議長となり、副委員長は委員長を補佐し、事故あるときはその職務を代行する。

（会議）

第５条　会議は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長は、委員長をもって充てる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　委員会の議事及び協議は、出席委員の過半数で決し、可否同数となったときは、議長が決する。

（意見等の聴取）

第６条　委員長は、委員会が必要と認めた場合は、会議に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聞くことができる。

（専門部会）

第７条　専門部会は次に掲げる４部門で構成し、計画策定に必要な課題やニーズ等を取りまとめ、委員会に報告することを任務とする。

（１）　子ども・家庭支援部会

（２）　障がい者支援部会

（３）　高齢者支援部会

（４）　地域福祉部会

２　専門部会の委員は、各 6 名以内をもって構成するものとし、委員長の推薦により参画することができる。

３　専門部会に部会長１名及び副部会長１名を置き、選出については部会員の互選によるものとする。

４　部会長は、会務を総括し、会議の議長となり、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。

５　部会長は必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

（事務局）

第８条　委員会等の事務局は、伊佐市社会福祉協議会事務局内に置く。

（委員の報酬）

第９条　委員の報酬は、以下のとおり支給する。

（１）　第５条第１項で招集された委員会に出席した委員の報酬は１回あたり 4,000 円とする。ただし、委員会の前後に他の会議が開催された場合の報酬は、１回あたり 2,000 円とする。

（２）　第７条第１項で招集された専門部会に出席した委員の報酬は１回あたり 2,000 円とする。

（その他）

第１０条　この事項に定めるもののほか、委員会等の運営その他必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成２４年９月２４日から施行する。

この要綱は、令和５年６月２６日から施行する。

４．第２次伊佐市地域福祉活動計画策定委員会　委員名簿

（1） 伊佐市地域福祉活動計画策定委員会

	氏名	選出区分	備考
1	石原　昭紀	伊佐市コミュニティ連絡協議会	副委員長
2	久保　純子	ひしかり女性 100 人会	
3	上原　美智代	社会福祉法人啓明福祉会	
4	迫　恵	伊佐市赤十字奉仕団	
5	宇都　栄一	伊佐市民生委員児童委員協議会	
6	曽山　忠	伊佐市身体障害者協会	
7	中間　明美	伊佐市老人クラブ連合会	
8	山下　安志	伊佐市福祉課長	
9	長野　吉泰	伊佐市教育委員会	
10	野村　治男	伊佐市社会福祉協議会	委員長
11	向江　秀仁	学識経験者	
12	堂園　孝志	学識経験者	

5．第２次伊佐市地域福祉活動計画策定委員会　専門部会委員名簿

（２）伊佐市地域福祉活動計画専門部会

	分野	氏名	所属	備考
1	子ども・家庭支援部会	宮脇　美鈴	伊佐市大口子育て支援センタールピナス	
2		堀ノ内　真理子	子ども発達支援センターたんぽぽ	
3		福田　十二子	主任児童委員	
4		南薗　和子	伊佐市教育委員会スクールソーシャルワーカー	
5		日置　冬樹	通所支援事業所ほほえみ	
6		神田　順香	伊佐市こども課	
7		長倉　奈理絵	伊佐市こども課	
1	障がい者支援部会	池松　恵里	相談支援センター星空の里	
2		竹内　祐治	一般社団法人治	
3		前田　広則	いさ工房	
4		前畑　竜郎	工房あけぼの	
5		矢嶋　美穂	障がい者支援施設大口園	
6		佐抜　洋平	伊佐市基幹相談支援センター	
1	高齢者支援部会	下池　広志	養護老人ホーム敬寿園	
2		園田　美智	特別養護老人ホーム千鳥園	
3		前原　直美	伊佐市社会福祉協議会主任ケアマネージャー	
4		柳田　裕太	地域密着型サービス事業者連絡会	
5		黒木　しずく	寺田病院医療ソーシャルワーカー	
6		上ノ原　美幸	伊佐市大口地域包括支援センター	
1	地域福祉部会（生活困窮、DV、身寄り問題、福祉人材確保・育成、福祉教育、地域交流、災害支援ほか）	平瀬　久子	伊佐市民生委員・児童委員	
2		福本　千枝子	伊佐市スポーツ推進員	
3		土生　さとみ	みんなでごはんの会	
4		西　和博	牛尾校区コミュニティ協議会	
5		大塚　左文	司法書士	
6		吉加江　光洋	伊佐市シルバー人材センター	
7		竹下　一陽	伊佐市シルバー人材センター	
8		坂元　紫乃	伊佐市地域おこし協力隊	

６．用語の解説

【あ行】

■伊佐市総合振興計画（P6）

伊佐市のまちづくりの行政運営指針の最上位計画であり、まちの将来像や達成する目標などをとりまとめたもの。第２次伊佐市総合振興計画は令和５年（2023 年）～令和 14 年（2032 年）までの 10 年間。基本構想、基本計画、実施計画で構成される。

■ACP（P32）

Advanced Care Planning（アドバンス・ケア・プランニング）の略。人生会議とも呼ばれる。自分が望む医療やケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチームと話し合い、共有する取り組みのこと。意思決定能力がなくなる可能性に備えて、代理意思決定者を決めておくこともできる。話し合いは状況に応じて繰り返し行われ、文書として残す。リビング・ウィルや事前指示書は ACP の一部として作成することができる。

■NPO（P8）

Non-Profit Organization（非営利組織）の略。営利を目的としない公益的な市民活動などを行う民間の組織、団体。

■エンディングノート（P32）

自分の終末期や死後について，その方針などを書き留めておくノート。

【か行】

■かごしまおもいやりネットワーク（P32）

かごしまおもいやりネットワーク事業は，県内の社会福祉法人が「地域における公益的な取組」いわゆる「地域貢献活動」としてネットワークを構築し，制度の狭間で支援を必要とする方々の相談に対応し，必要な福祉サービスや制度への橋渡しを行うとともに，その方々が抱える課題を解決するうえで必要な経済的課題に対して，現物給付による一時的な支援を行う取り組み。

■居住支援法人（P32）

居住支援法人とは住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へのスムーズな入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し、家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援を実施する法人。この事業を行う法人は都道府県から指定される。

■教育支援センター（P29）

教育支援センター（旧：適応教室）は、伊佐市が設置・運営する公的な施設。主に不登校などによって小中学校に通えていない児童等が利用し、無料で学習支援を受けたり、相談できる機関。

■高齢者等お助け隊（P28）

地域のボランティアが高齢者や障がい者等の日常のちょっとした困りごとを手伝う、地域さえあいの仕組み。ワンコイン程度の有償サービスの場合や無償サービスの場合もある。具体的には自宅周辺の草払いや買い物代行など。

■校区コミュニティ協議会（P5）

小学校区ごとに地域自治を行う協議会。伊佐市内には 15 のコミュニティ協議会がある。

■子ども食堂（P29）

子どもたちに対して、無料もしくは低料金での食事提供や学習支援などを行う社会活動ではあるが、近年子どもから高齢者まで、地域の多様な人たちが参加する地域交流拠点（居場所）としての機能をもった「地域食堂」などの名称で運営しているところもある。

■子ども民生委員（P28）

市内の小・中学生が高齢者の生活支援の担い手として活躍する「子ども民生委員」は、社会福祉協議会が民生委員等の地域の協力者とともに進める活動。民生委員からの地域情報に加えて、子どもたち自身が「誰かのためにできること」を発見、足を運んで困りごと解決に取り組むボランティア活動のこと。

■合計特殊出生率（P13）

合計特殊出生率は 15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。

【さ行】

■災害ボランティアセンター（P17）

災害発生に伴い、被災された方々の自立・生活再建を目的に、被災された方々の困りごとの把握やボランティアの受入、調整などを行い、ボランティア活動を効率よく進めるための組織災害発生後、災害規模によって必要に応じて、社会福祉協議会内が中心になって一定期間立ち上げる。

■社会資源リスト（P25）

伊佐市で活用できるインフォーマルサービスをまとめたもの。各地域で行われている住民相互の支え合いの活動や、茶話会や趣味・特技等を介した交流の場、民間企業やＮＰＯ法人が提供する生活支援サービスなどの社会資源を、６つの項目に分類したもの。

■社会福祉協議会（P5）

一般的に「社協」と略される。民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。全国すべての市区町村に設置されるほか、都道府県社会福祉協議会、全国社会福祉協議会がある。民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動をおこなっている。

■重層的支援体制整備事業（P8）

市町村が地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために実施する事業。既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かしつつ「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する。

■生活困窮者自立支援制度（P32）

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的としている。複合的な課題を抱える生活困窮者を幅広く受け止め、包括的な相談支援を行う自立相談支援事業（必須事業）と、本人の状況に応じた支援を行う各支援事業（任意事業）があり、自立相談支援機関において策定される自立支援計画に基づき、各種支援が行われる。

■成年後見制度（P32）

認知症や知的・精神障害など判断能力が不十分な人の財産管理や身上保護を成年後見人等が行うことで、本人を法律的に保護し、支えるための制度。

■生産年齢人口（P9）

生産活動を支える 15～64 歳の人口層のこと。労働力人口とは異なる。日本の生産年齢人口は年々減少を続けており、先進国であれば 15 歳～64 歳が生産年齢人口に該当する。

■生活保護（P14）

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としている。

【た行】

■ダブルケア（P4）

同時期に介護と育児の両方に直面すること。

■地域くらし・ささえあい事業（P32）

新型コロナウイルス感染症の影響による緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の借受人に対し、訪問支援等を行い、生活課題を把握し、課題解決に向けて、自立相談支援機関や関係機関等と連携しながら、寄り添い支援を行う。また、地域住民の困りごと等も訪問支援しながら、地域の生活・福祉課題の発見・つなぎ・解決も行う。社会福祉協議会の実施事業。

■地域生活拠点事業（P29）

障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。

■地域包括ケアシステム（P8）

高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるために、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざまな支援（住まい、医療、介護、予防、生活支援）を、継続的かつ包括的に提供する仕組みをいう。

■つながりワーカー（P28）

地域での孤立に気づき、つながり、見守る人材を指す。具体的には、住み慣れた地域で孤立している人々に目を向け、支え合うために活動を行う人々を指す。

■DV（P32）

ドメスティック・バイオレンスの略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力を指す。身体的な暴力だけでなく、精神的な暴力や経済的な暴力もある。

【な行】

■ネグレクト（P32）

養育者による不適切な保護や養育。衣食住を十分に世話しない場合や，精神的・医療的なケアを十分に行わない場合など。栄養不良や発達障害などを引き起こすほか，人格形成に多大な影響を与える可能性がある。育児・養育放棄・ケアの放棄。

■乗り合いタクシー（P29）

同じ方面へ向かう不特定多数の乗客が相乗りで利用するタクシーのこと。乗り合いタクシーは、道路運送法に定められた特定旅客自動車運送事業であり、運用には国土交通省の許可が必要。

【は行】

■8050 問題（P4）

80 代の親とひきこもり状態にある 50 代の子どもが同居する世帯が抱えるさまざまな問題。

■避難行動要支援者（P27）

避難行動要支援者とは、自ら避難することが困難な要配慮者のうち、特に支援を要する者。災害発生時に一人で避難することが困難な方（要支援者）の情報を事前に避難行動要支援者名簿に登録しておくことにより、自治会・自主防災組織・民生委員・消防などの防災関係機関がその情報を保有し、災害発生時に要支援者に対して救出や避難誘導、安否確認などを速やかに行えるようにする。

■福祉系ガイダンス（P25）

福祉業界において就職活動やキャリア形成に関する情報を提供するイベントやセミナーのこと。具体的には、福祉の仕事に興味を持つ学生や求職者に対して、福祉業界の特徴や職種、採用の動向、職場環境などについて初歩的な説明やアドバイスを行う。

■福祉避難所（P29）

福祉避難所とは、要配慮者（主として高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のための避難所のことであり、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制が整備された施設。

■フードバンク（P32）

寄付を受けた食料品を貯蔵して，食糧を必要としている人や団体に供与するボランティア活動。ラベルの間違いなどで店頭に出せないなど，小売店で発生する賞味（消費）期限切れ間近の食品や、企業が寄付目的で購入する食品などをホームレス・被災者・高齢者・貧困者・養護施設など、必要な人に提供する。

■ボランティアセンター（P17）

ボランティア活動における地域の拠点として、県や市町村の社会福祉協議会等に設置されたセンター。ボランティア活動の相談、あっせん、情報提供、啓発など総合的にボランティア活動を促進している。

■法人間連携ネットワーク（P28）

伊佐市内の社会福祉法人等が連携し、検討すべき課題や取り組みについて、定期的に協議したり、学んだりしながら、課題解決に向けた活動を行う。

【ま行】

■民生委員・児童委員（P15）

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、子どもたちの見守りや子育て相談・支援等を行う児童委員を兼ねている。

■民児協（P5）

民生委員児童委員協議会の略。伊佐市においては伊佐市社会福祉協議会が事務局を受託している。５つのブロック（大口、羽月、西太良、山野、菱刈）に分かれており、毎月、定例会を開催している。

【や行】

■ヤングケアラー（P4）

本来は大人が担うと想定されている家事・家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

【ら行】

■ライドシェア（P29）

一般ドライバーによる自家用車の相乗りサービスのこと。 出発地や目的地が同一の人々が相乗りしてドライバーが無償で運転するタイプと、ドライバーが有料で利用客を送迎するタイプの２種類がある。